「体験型モデルハウス」宿泊体験参加契約書

参加者(以下「甲」という)と㈲西岡建設(以下「乙」という)とは、「体験型モデルハウス」の参加に関して、次の通り契約書を締結します。

第 1 条(総則)
乙は、自らが企画した「体験型モデルハウス」宿泊体験に参加するために必要なサービスを甲へ提供し、甲は所定の参加料を支払うことで乙が提供した不動産物件の利用及び附帯設備・備品の利用サービスを受けられることとします。

第 2 条(サービスの利用者)
(1) 甲は、当該参加者以外(第三者)にサービス利用を享受させてはなりません。
(2) 甲は、提供を受けたサービス(不動産・附帯設備・備品等)を善良な管理者の注意をもって保全し、利用しなければなりません。また、建物以外への持ち出しはできません。

第 3 条(参加者の条件)
暴力団構成員、同準構成員及び反社会集団の構成員等は、本企画に参加することができません。

第 4 条(参加料)
参加料は、宿泊体験申込書の通りとし、甲は参加料を乙に対して記載された期日までに乙の指定した方法に従って支払うものとします。

第 5 条(建物使用細則の遵守)
不動産利用サービスに付随する「建物使用細則」は、本契約書と一体としての効力を持ち、甲はこれを遵守しなければなりません。

第 6 条(乙に対する通知)
不動産利用サービスで提供される不動産物件及びその附帯設備・備品に関して汚損・破損又は滅失したとき、又はその恐れがあるときは、甲は直ちにその旨を乙に報告しなければなりません。

第 7 条(乙の承諾を必要とする事項)
甲は次の各項に該当する行為は、あらかじめ乙の書面による承諾を得なければなりません。
(1) 参加申込書に記載されていない者を宿泊させようとするとき。
(2) 不動産利用サービスで提供される不動産物件又はその敷地の模様替・増改築又は工作その他原状を変更するとき。
(3) 不動産利用サービスで提供される不動産物件又はその敷地において、動物を飼育するとき。
(4) 不動産利用サービスで提供される不動産物件内に重量物(ピアノなど)を搬入するとき。

第 8 条(乙の参加契約の解除)
乙は、甲が次の各項に該当するときは、催告その他の法廷の手続きによらないで本契約を解除することができます。又、甲は解除されたときは直ちに不動産利用サービスで提供される不動産物件並びに附帯設備・備品を乙に明け渡さなければなりません。
(1) 参加申込書等に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により当該企画に参加したとき。
(2) 第 6 条に規定する乙に対する通知を怠ったとき、又は乙の承諾を得ないで第 7 条各項に該当する行為を行った時。
(3) 不動産サービスで提供される不動産物件及びその附帯設備・備品を甲の責に帰すべき事由により汚損・破損又は滅失して、財産上の価値を著しく減少させたとき。
(4) 第 2 条・第 6 条の規定に違反したとき。
(5) 共同生活の秩序を著しく乱す行為があったとき。
(6) 甲が暴力団構成員、同準構成員及び反社会的集団の構成員等であることが判明したとき、又はそれらの関係者が出入りしているとき。
(7) 甲が暴力団及び反社会的集団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、近隣居住者・管理者等に迷惑・不安感を与えたとき。
(8) 甲が企画参加中に暴行・傷害・脅迫・恐喝・器物破損・逮捕・監禁・凶器・準備集合・賭博・売春・ノミ行為・覚せい剤・拳銃・火薬類等に関する罪を犯したとき。
(9) その他、本契約に関して重大な義務違反があったとき。

第 9 条(明け渡し)
(1) 甲は参加期間終了・参加の中途取止め・参加契約の解除にともなう不動産利用のサービスで提供される不動産物件並びに附帯設備・備品を期間終了日までに乙に明け渡さなければなりません。
(2) 明け渡しとは、次に掲げるすべての者の退去。
① 参加登録者すべての者の退去。
② 附帯設備・備品以外の持ち込んだ家財・物品・身の回り品などの搬出。
③ 甲が不動産利用サービスで提供される不動産物件、又はその敷地の原状を変更した場合の原状回復。
④ 甲が不動産利用サービスで提供される不動産物件又はその敷地の日常的な清掃及びゴミ・汚物等の撤去・処理。
⑤ 鍵の返却。
(3) 甲は、明け渡しに際し、不動産利用サービスで提供される不動産物件及びその附帯設備・備品を甲の帰すべき事由により汚損・破損又は滅失して、財産上の価値を著しく減少させたとき。
(4) 甲が、明け渡しに際し、不動産利用サービスで提供される不動産物件又はその敷地に甲の費用で付加した一切の造作について、乙にその買取を請求することはできません。
(5) 甲は、明け渡しに際し、甲乙間で合意したものを除き、乙に対して名目の移管に問わず立退料等の金銭の請求はできません。

第 10 条(修繕費)
(1) 不動産利用サービスで提供される不動産物件及び附帯設備・備品を甲の帰すべき事由により汚損・破損又は滅失した場合の修繕は、甲の負担とします。
(2) 附帯設備・備品に関して通常の使用方法・使用頻度で交換が必要となった消耗品については、乙の負担とします。

第 11 条(免責)
(1) 天災・地変・火災その他の不可抗力等の事由により不動産利用サービスで提供される不動産物件及び附帯設備・備品が滅失又は破損し、甲の参加が不能となったときは、本参加契約を終了し、乙はその責を負わないものとする。
(2) 宿泊体験参加期間中の甲所有車両及びその積載物の盗難・紛失・き損、事故について乙はその責を負わないものとする。
(3) 宿泊体験参加期間中の甲所有の貴重品その他私物については自己管理とし、盗難・紛失・き損について乙はその責を負わないものとする。

第 12 条(不動産サービスで提供される不動産物件への立入り)
不動産利用サービスで提供される不動産物件の保全・衛生・防犯・防水その他管理上緊急を要するときは、乙又は乙の指定する者が立入りすることを可能とします。

第 13 条(管轄裁判所)
甲乙間で紛争が生じたときは、栗山町を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第 14 条(疑義・協議)
本契約書に定めがない事項に関して疑義が生じたときは、民法その他関係法規に従い、甲乙誠意を持って協議解決を図るものとします。

この契約書を締結するにあたり本所 2 通を作成し、双方 1 通を保有します。

建物等使用細則

<使用者の遵守事項>
1　火気の取り扱いに注意すると共に冬期間の水道凍結を防止すること
　①　室内においてカセットコンロ・炭など火の使用は禁止とする。
2　施設の備え付け備品等を適切に取り扱うこと
3　施設周りを適切に管理すること
4　家庭ごみは持ち帰ること
5　施設の利用期間が満了したときは、直ちに当該施設の鍵を返却し施設を原状に復すこと
6　施設内は禁煙とすること
7　許可なく敷地内の他の建物に立ち入らないこと

<使用者の禁止事項>
1　物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為をすること
2　興行を行うこと
3　展示会等その他これに類する催しを行うこと
4　宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること
5　近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること
6　施設の全部または一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること
7　その他、施設の使用にふさわしくない行為

年　　月　　日

甲　住 所 ……

氏 名 ……
署名または記名押印

乙　住 所　　夕張郡栗山町朝日 3 丁目 103 番地

氏 名　　有限会社　西岡建設
代表取締役　村中　奈穂子　　㊞

宿泊体験参加申込書

「体験型モデルハウス」宿泊体験参加契約書に同意し、以下の通り宿泊体験を申込致します。

住　　所
申込者　氏　　名　　㊞
電話番号　　-　　-
（自署または記名押印）

宿　泊　日	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで（　泊　日）	
参加者氏名（年齢・職業）	宿泊せずに途中で帰られる方についてもご記入ください。 宿泊 □　（　歳）	恐れ入りますが学校名・会社名をご記入ください。
〃	宿泊 □　（　歳）	
〃	宿泊 □　（　歳）	
〃	宿泊 □　（　歳）	
〃	宿泊 □　（　歳）	
〃	宿泊 □　（　歳）	
参 加 人 数	計　　名　宿泊者　　名／帰宅者　　名	
参　加　料	1家族　3,500円	支払日　体験開始当日
電 話 番 号 ＊当日連絡がつく電話番号でお願いします。	―　　―	
そ　の　他	＊貸布団　・要（　　組） 料金　　円 ㈲そらち(1組1泊2000円税別) ・不要（個人手配含む） ＊ペット（　　） ＊鍵　　枚	

鍵の引渡し・施設説明を以下の通り行いますので日時までにお越しください。

【日時】　年　月　日（AM・PM　時　分）

【場所】　□　㈲西岡建設事務所　≪栗山町朝日3丁目103番地≫　【担当】

□　宿泊体験施設　≪栗山町字北学田38-17≫

上記のとおり体験型モデルハウス宿泊体験の参加を許可致します。

住　所　夕張郡栗山町朝日3丁目103番地
氏　名　有限会社　西岡建設
代表取締役　村中　奈穂子　㊞
TEL　0123-72-4823